

報告第19号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月5日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	1, 108, 058円
相手方	小松島市日開野町在住の女性
事故発生年月日	平成29年3月14日
事故発生場所	小松島市神田瀬町12番3号地先

事故の概要

ごみ収集のため、本市環境衛生センター塵芥処理車両が小松島市神田瀬町12番3号地先の開発道路を北に向かって走行していたところ、同開発道路と交差する市道を自転車で西側方面に走行していた相手方の子と塵芥処理車両の後方左側部分が接触し、相手方の子が転倒したもの。

平成29年10月3日 専決第10号

小松島市長 濱田 保徳